

秋田市雪下ろし支援事業実施要綱

〔平成25年11月22日〕
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、自力で雪下ろしをすることが困難な高齢者等の世帯に対し、雪下ろしおよびそれに伴う排雪（以下「雪下ろし等」という。）に要する費用の一部を支援するための秋田市雪下ろし支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、積雪による家屋の倒壊等の事故を未然に防止し、もって高齢者等の世帯の生活の安全に資することを目的とする。

(支援対象)

第2条 事業による支援の対象となる費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 現に居住している住宅の屋根からの雪下ろしに要する費用
- (2) 前号の雪下ろしにより必要となった排雪に要する費用

(支援対象世帯等)

第3条 事業による支援の対象となる世帯は、市内に所在する家屋により生活する世帯であって、当該年度分の市民税が非課税であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯（65歳以上の高齢者および18歳以下の年少者のみの世帯を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受けている65歳未満の者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の者、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づき都道府県知事又は指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている65歳未満の者又は「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）に基づく特定疾患治療研

究事業の対象疾患の患者であつて都道府県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている65歳未満の者（次号において「対象障がい者」という。）のみの世帯

(3) 65歳以上の高齢者および対象障がい者のみの世帯

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、事業による支援の対象としない。

(1) 賃貸住宅に居住する世帯

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による被支援世帯を含む。）による被支援世帯

（実施期間）

第4条 事業の実施期間は、秋田市建設部の定める道路除排雪の基本計画に規定する道路豪雪対策本部が設置された日から、当該年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、事業を実施できるものとする。

（補助金の額）

第5条 事業による補助金の額は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 雪下ろしに対する支援 雪下ろしに要した額又は1万円のうちいずれか低い額

(2) 雪下ろしおよび排雪に対する支援 雪下ろしおよび排雪に要した額の合計額又は1万5,000円のうちいずれか低い額

(交付の申請)

第6条 雪下ろし等の費用の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市雪下ろし支援事業補助金申請書兼同意書（様式第1号。以下「申請書」という。）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 作業を実施した者から申請者に対し発行された領収書
- (2) 作業の施行前および施行後の現場写真
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し又は特定疾患医療受給者証等の写し（第3条第1項第2号又は第3号に該当する世帯に限る。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付の申請は、同一年度において1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは秋田市雪下ろし支援事業補助金決定通知書（様式第2号）を、補助金を交付しないことと決定したときは秋田市雪下ろし支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知書は、申請書が提出された日から起算して14日以内に送付するものとする。

(補助金の支払)

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定通知を受け、補助金の交付を受けようとする者は、秋田市雪下ろし支援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けた者がいるときは、当該交付の決定を取り消すとともに、秋田市雪下ろし支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付

の決定を受けた者に通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査)

第10条 市長は、補助金の交付に関しその執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は交付を受けた者に対し必要な報告をさせ、又は当該職員に必要な調査をさせることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月3日から施行する。